

下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱

第1 通則

下水道床上浸水対策事業及び事業間連携下水道事業（以下「下水道床上浸水対策事業等」という。）の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

1. 下水道床上浸水対策事業

下水道床上浸水対策事業は、駅の周辺地区に代表される浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区で、大規模な床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする。

2. 事業間連携下水道事業

事業間連携下水道事業は、内水浸水の実績がある地区、内水浸水による重要施設の被害が想定される地区の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道整備を河川事業と一体的に計画的・集中的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする。

第3 定義

1. 下水道床上浸水対策事業

この要綱において、「下水道床上浸水対策事業」とは、「下水道床上浸水対策計画」に基づき、以下に該当する地区の浸水被害の防止・軽減を目的として、浸水対策を行う事業である。

- ・ 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - （ア） 過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上発生した地区
 - （イ） 内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区

2. 事業間連携下水道事業

この要綱において、「事業間連携下水道事業」とは、「事業間連携計画」及び「事業間連携下水道事業計画」に基づき、以下のいずれかに該当する地区の浸水被害の防止・軽減を目的として、河川事業と連携しながら浸水対策を行う事業である。

- （ア） 過去概ね10年間に、内水氾濫による延べ浸水被害戸数が25戸以上発生した地区
- （イ） 内水氾濫により、要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設が浸水する恐れがある地区

第4 事業主体

下水道床上浸水対策事業等の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

第5 事業計画の策定

1. 事業主体は、下水道床上浸水対策計画又は事業間連携下水道事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあつては、都道府県知事を経由して行うものとする。
2. 下水道床上浸水対策計画及び事業間連携下水道事業計画に定める主な事項は次のとおりとする。
 - (1) 対象地区の概要
 - (2) 整備目標
 - (3) 事業内容及び年度計画
 - (4) 費用効果分析の結果
3. 下水道床上浸水対策計画及び事業間連携下水道事業計画の計画期間は概ね5年以内とする。
4. 事業間連携下水道事業計画を作成する際は、事業間連携計画についても作成し、事業間連携下水道事業計画と合わせて提出するものとする。

第6 国の補助

国は、事業主体に対し以下により経費の一部を補助することができる。

- (1) 補助対象範囲
 - ① 指定市にあつては下水排除面積1ha以上(都市機能誘導区域内の場合又は1ha未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15条)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。))の市をいう。以下同じ。))を除いたもの。))にあつては0.5ha以上(都市機能誘導区域内の場合、0.25ha以上)、町村(過疎地域の町村(以下「過疎町村」という。))を除く。))にあつては0.25ha以上(都市機能誘導区域内の場合、0.1ha以上)、過疎地域の市町村(以下「過疎市町村」という。))にあつては0.1ha以上の貯留・排水施設
 - ② ①と同等の機能を有し、かつ経済的な雨水浸透施設
 - ③ 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装
 - ④ 浸水のおそれがある区域内の住民に対し、降雨及び雨水排除に関するデータをリアルタイムに提供するために必要な情報提供施設及びその附帯施設(地上雨量計及びレーダー雨量計による雨量データ、下水道の管渠(溝渠を含む。))に設置した水位計による水位データ、ポンプ場に設置した流入水位計より求めた流入量データ等をインターネット、電話、ファックス等により住民に提供するための画像編集装置、音声編集装置等)
 - ⑤ 移動式排水施設
 - ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
 - ⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出抑制を図る

ために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

(2) 補助率等

- ① (1)①から⑤までについては、下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。
- ② (1)⑥については3分の1。
- ③ (1)⑦及び⑧については、補助金の額が地方公共団体による助成額の2分の1となる率。ただし、(1)⑦及び⑧に係る補助金の額は総費用の3分の1を限度とする。

第7 事業計画の公表

事業主体は、下水道床上浸水対策計画又は事業間連携計画及び事業間連携下水道事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第8 監督等

- 1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する下水道床上浸水対策事業等に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する下水道床上浸水対策事業等の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
- 2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する下水道床上浸水対策事業等につき、下水道床上浸水対策事業等の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その下水道床上浸水対策事業等进行检查し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第9 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村(特別区を含む。)に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

第10 その他

- ① 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。
- ② 住民に対し、高度降雨情報を提供するに当たっては、気象業務法(昭和27年法律165号)の規定を遵守するほか、当該地域において気象、水象に係る情報を一般公衆に対して提供しているもの(気象庁、河川管理者等)と密接に連携を図らなければならない。

- ③ 都市機能誘導区域とは，都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画に定められた同条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域を指すこととする。
- ④ 移動式排水施設を整備するに当たり，同一地方公共団体において，河川事業の移動式排水施設を整備する場合は，必要に応じて、共同での整備・運用について検討することとする。